国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令 和 6 年 8 月 28 日

「国道４号茶畑（ちゃばたけ）地区電線共同溝 PFI 事業の実施に関する方針」を公表しました

東北地方整備局は、国道４号茶畑（ちゃばたけ）地区電線共同溝 PFI 事業について、民間資金等活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 1 項の規定により、特定事業の実施に関する方針を策定し、同条第 3 項の規定により公表しました。

※上記記載の関係法令は巻末をご参照下さい。

◎特定事業の概要、今後のスケジュール（予定）

詳細は、次の東北地方整備局のホームページよりご覧いただけます。

http://www.thr.mlit.go.jp/road/pfi/index.html

◎特定事業の概要

・事 業 名：国道４号茶畑（ちゃばたけ）地区電線共同溝ＰＦＩ事業
・事業方式：サービス購入型、ＢＴＯ（Build-Transfer-Operate）方式
・事業内容：国道４号茶畑（ちゃばたけ）地区電線共同溝ＰＦＩ事業の調査・設計、工事、工事監理、維持管理
・事業概要：別添資料のとおり
・意見・質問募集期間：令和６年８月２８日（水）～９月４日（水）

【発表記者会】

岩手県政記者クラブ、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会

【 問合せ先 】
国土交通省 東北地方整備局 道路部 道路管理課
課 長 宇部（うべ） 吉男（よしお） （内線4411）
建設専門官 沼崎（ぬまざき） 光祥（みつよし） （内線4412）
代表電話 022-225-2171

【別添資料】

「国道４号茶畑地区電線共同溝ＰＦＩ事業」の概要

１．事業の目的

本事業は、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成の観点から、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものである。

また、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業の実施や財政負担の平準化を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成１１年法律第１１７号。以下「ＰＦＩ法」という。）に基づくＰＦＩ手法を導入するものである。

２．事業内容

国道４号茶畑地区の無電柱化を進めるため、電線共同溝の調査・設計、工事、工事監理、維持管理を実施する。

３．事業の対象となる電線共同溝の概要

事業名称　：　国道４号茶畑地区電線共同溝ＰＦＩ事業

場　　所　：　岩手県盛岡市神子田町～岩手県盛岡市茶畑一丁目

整備延長　：　約２．０ｋｍ（道路延長：約１．０ｋｍ）

４．特定事業の概要

ＰＦＩ手法（サービス購入型、ＢＴＯ方式（Build-Transfer-Operate）方式）による、電線共同溝の調査・設計、工事、工事監理、維持管理

５．事業期間

事業契約の締結日から令和３０年３月末まで（約２４年間）

６．民間事業者の選定方法（予定）

本事業を特定事業として選定した場合は、本事業への参画を希望する民間事業者を公募し、総合評価落札方式により、選定することを予定している。

７．今後のスケジュール（予定）

令和6年	8月28日	実施方針等の公表
令和6年	8月28日～	設計図書等の閲覧
令和6年	8月28日	
	～ 9月 4日	実施方針に関する質問・意見の受付
令和6年	9月11日	実施方針に関する質問・意見に対する回答の公表
令和6年	9月下旬頃	特定事業の選定の公表
令和6年10月下旬頃		入札公告・入札説明書等の公表・交付
令和6年11月上旬頃		入札説明書等に関する質問の受付（第１回）
令和6年11月中旬頃		入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（第１回）
令和6年11月下旬頃		第一次審査資料（参加表明書等）の受付
令和6年12月中旬頃		競争参加資格確認結果の通知
令和7年	1月中旬頃	入札説明書等に関する質問の受付（第２回）
令和7年	1月下旬頃	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（第２回）
令和7年	1月下旬頃	入札書及び第二次審査資料（提案書）の受付
令和7年	2月下旬頃	選定事業者の公表

８．事業対象位置図

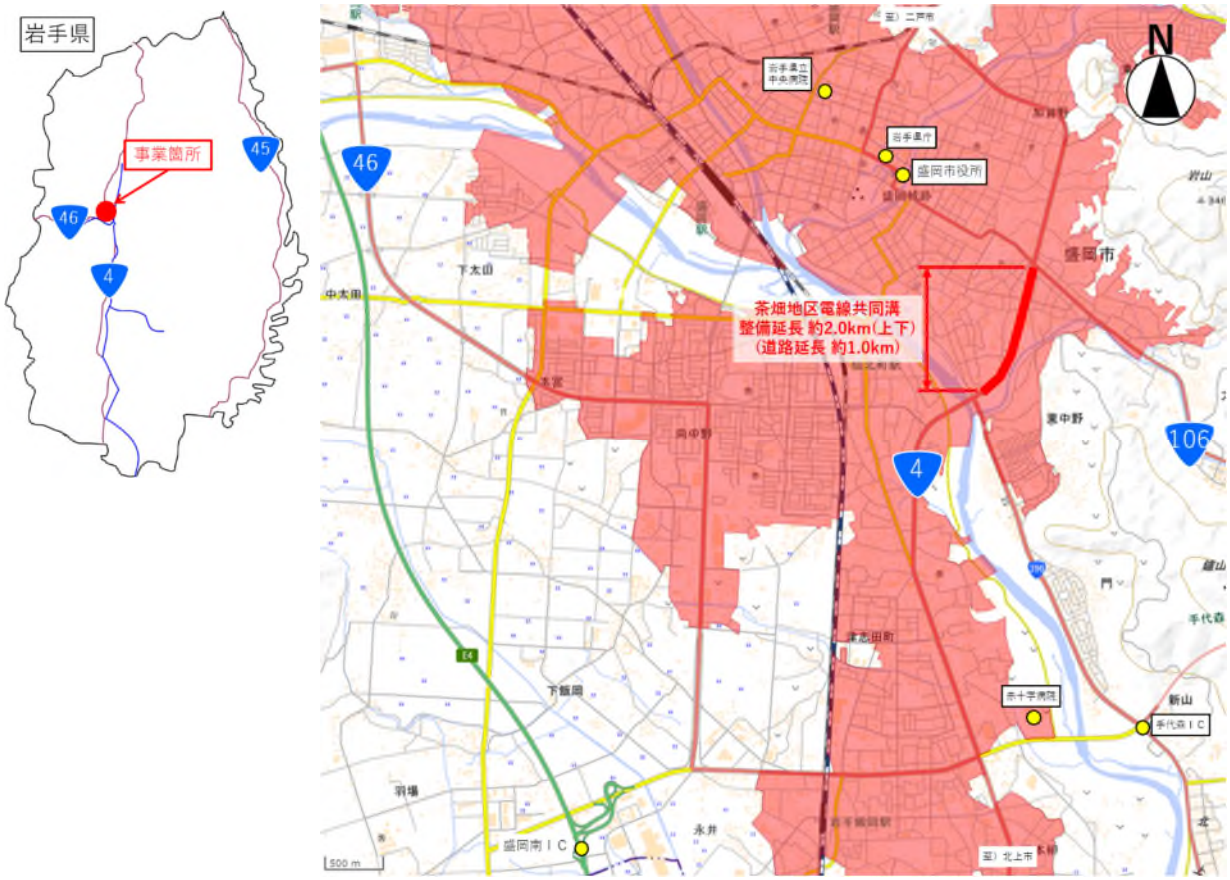

出典：国土地理院地図に道路情報等を追記して掲載

＜参考：関連法令の抜すい＞

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
（平成11年法律第117号）

（実施方針）

第五条　公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めることができる。

３　公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

（特定事業の選定）

第七条　公共施設等の管理者等は、第五条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により実施方針を公表したときは、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

（民間事業者の選定等）

第八条　公共施設等の管理者等は、前条の規定により特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。